

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社アイキューブドシステムズ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 2020年6月11日

【四半期会計期間】 第19期第1四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社アイキューブドシステムズ

【英訳名】 i3 Systems, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐々木 勉

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼CFO 有森 正和

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼CFO 有森 正和

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	19
第4【経理の状況】	20
1【四半期財務諸表】	21
2【その他】	26
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	27
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第1四半期 累計期間
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
売上高 (千円)	365,580
経常利益 (千円)	111,975
四半期純利益 (千円)	104,927
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	100,000
発行済株式総数 (株)	345,000
純資産額 (千円)	491,404
総資産額 (千円)	1,172,179
1株当たり四半期純利益 (円)	19.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)	—
1株当たり配当額	—
自己資本比率 (%)	41.9

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 当社は、2019年11月15日開催の取締役会決議により、2019年12月20日付で株式1株につき10株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期累計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

なお、当第1四半期累計期間は、「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げていないため、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容は記載しておりません。また、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における情報通信市場は、インターネットを活用したクラウドサービスやIoTの普及、AIなどの情報進歩により、人々の生活における利便性を中心に幅広い変化が起きています。特にサブスクリプション型で提供されるクラウドサービスは一層世の中に広く受け入れられてきており、企業などの法人においても、社内で利用するシステムをSaaSに置き換えるSaaSシフトの拡がりが見せております。

このような市場環境の中、当社は2010年度から提供を開始した、モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の主軸として、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。これまで、主に携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店への販売網の営業強化を進め、導入社数 2,051社(2018年9月30日比37.8%増)に達しております。

また、当第1四半期累計期間は、外部の開発協力会社への開発業務を一部委託し、開発体制の強化を進めています。営業面においては、新規の顧客獲得を大きく伸ばすべく、特に携帯電話販売会社との協力強化を継続しています。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高365,580千円、営業利益112,564千円、経常利益111,975千円、四半期純利益104,927千円となりました。

なお、当社の事業はライセンス販売事業のみの単一事業であるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	296,904千円
SECURED APPs	売上高	55,238千円
その他	売上高	13,438千円

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における財政状態については次のとおりであります。

① 資産

総資産は1,172,179千円となり、前事業年度末に比べ89,057千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が73,482千円、ソフトウェア仮勘定が38,289千円増加し、売掛金が13,451千円減少したことによるものです。

② 負債

負債は680,775千円となり、前事業年度末に比べ15,870千円の減少となりました。これは主に、前受収益が130,272千円増加し、1年内返済予定の長期借入金が40,224千円、長期借入金が40,152千円、役員退職慰労引当金が60,768千円減少したことによるものです。

③ 純資産

純資産は491,404千円となり、前事業年度末に比べ104,927千円の増加となりました。これは、四半期純利益の計上により、利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は2,566千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
A種優先株式	2,000,000
B種優先株式	1,000,000
C種優先株式	1,000,000
計	12,000,000

(注) 1. 2019年12月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月11日付で定款の変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を廃止しております。

2. 2019年12月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月11日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は、10,000,000株減少し、2,000,000株となっております。また、2019年11月15日開催の取締役会決議により、普通株式1株につき10株の割合の株式分割に伴う定款変更が行われ、2019年12月20日付で発行可能株式総数は18,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	345,000	5,011,350	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式(注)1
A種優先株式	100,000	—	非上場	(注)1. 2. 3
B種優先株式	22,801	—	非上場	(注)1. 2. 4
C種優先株式	33,334	—	非上場	(注)1. 2. 5
計	501,135	5,011,350	—	—

(注) 1. 普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の単元株式数は100株であります。

2. 会社法322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3. 当社定款に規定しているA種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先配当金(第13条、第13条2及び第13条3)

当社は、剰余金配当を行うときは、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された最終のA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)、B種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき25,000円(但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てる。)の配当金に対し、当該基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき年365日の日割計算により算出される額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の配当(以下「A種優先配当金」という。)に満つるまでの額の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。また、当該基準日から当該配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る配当を行うことを要しない。

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払うA種優先株式1株あたりの配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以

下「A種優先累積未払配当金」という。)については、翌事業年度以降、A種優先配当金、並びに、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う。

当会社がA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、A種優先配当金を配当した後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当を行うときは、同時に、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、A種優先株式1株あたり、普通株式1株あたりの配当金に、その時点におけるA種優先転換比率(第21条に定められる。)を乗じた額の利益配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配(第14条及び第14条2)

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先累積未払配当金相当額及びA種優先株式1株につき金1,000,000円(但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。)(以下「A種優先残余財産分配額」という。)を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額がいずれも支払われた後に、なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、A種優先転換比率(第21条に定められる。)を乗じた額の残余財産を分配する。

(3) 議決権(第15条)

A種優先株主は、当会社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 取得請求権(第16条、第16条2及び第16条3)

A種優先株主は、2021年6月1日以降いつでも、C種優先株主による金銭又は普通株式を対価とする取得請求権(第33条1に定められるC種優先株主償還請求を含む。)の行使に基づく当会社によるC種優先株式全部の取得が完了していることを条件として、又は、A種優先株主による取得請求権行使時点の当会社の純資産価額から405,000,000円を控除した金額を上限として、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を当会社が取得することを請求することができる。

前項に基づくA種優先株式の1株あたりの取得価額は、1株当りのA種優先累積未払配当金に金500,000円(但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。)を加えた金額とする。なお、取得価額の総額は取得請求の日の分配可能額を上限とする。

取得請求の日における分配可能額を超えて取得請求がなされた場合、当会社が各A種優先株主から取得すべきA種優先株式の数は、各A種優先株主が取得請求したA種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。

(5) 償還請求権(第17条、第17条2及び第17条3)

A種優先株主は、当会社が、(i)吸収分割又は新設分割により当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、又は(ii)当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「A種優先株主償還請求」という。)することができる。

その場合のA種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。

① 前項(i)の吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は前項(ii)の事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当会社に支払う金額(以下「分割等対価額」と総称する。)が、B種優先残余財産分配額(第23条に定められる。)に発行済B種優先株式の総数(但し、自己株式を除く。以下同じ。)の数を乗じた金額(以下「B種優先残余財産分配総額」という。)及びC種優先残余財産分配額(第30条に定められる。)に発行済C種優先株式の総数(但し、自己株式を除く。以下同じ。)の数を乗じた金額(以下「C種優先残余財産分配総額」という。)の合計以下である場合1円とする。

② 分割等対価額が、B種優先残余財産分配額とC種優先残余財産分配額の合計額を超え、かつ、A種優先株主償還請求時点のA種優先残余財産分配額に発行済A種優先株式の総数(但し、自己株式を除く。以下同じ。)の数を乗じた金額(以下「A種優先残余財産分配総額」という。)、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額の合計(以下「優先残余財産分配総額」という。)以下である場合以下の算式により算出される額(但し、1円未満の端数は切り上げる)とする。

$$\frac{\text{分割等対価額} - (\text{B種優先残余財産分配総額} + \text{C種優先残余財産分配総額})}{\text{発行済A種優先株式の総数}}$$

③ 分割等対価額が、A種優先株主償還請求時点の優先残余財産分配総額を上回る場合、A種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額にA種優先転換比率を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げ

る)を加えた金額とする。

分割等価額 — 優先残余財産分配総額

発行済普通株式の総数(但し、自己株式を除く。) + 発行済A種優先株式の総数×A種優先転換比率 + 発行済B種優先株式の総数×B種優先転換比率(第27条に定められる。) + 発行済C種優先株式の総数×C種優先転換比率(第37条に定められる。)

A種優先株主償還請求の日における分配可能額を超えてA種優先株主償還請求がなされた場合、当社が各A種優先株主から取得すべきA種優先株式の数は、各A種優先株主がA種優先株主償還請求したA種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。

(6) 種類株主総会決議(第18条)

当社が、次に定める事項を法令又は本定款で定める決定機関で決議するときは、当該決議のほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

- ・定款変更
- ・当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与
- ・剰余金の配当(但し、本定款に定められるC種優先株主による取得請求権(償還請求権を含む)が行使された場合のC種優先配当金及びC種優先累積未払配当金の支払いを除く。)
- ・自己株式の取得(但し、本定款に定められるC種優先株主による取得請求権(償還請求権を含む)の行使に基づく当社によるC種優先株式全部又は一部の取得を除く。)

(7) 株式の併合・分割、新株引受権等(第19条及び第19条2)

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。

当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(8) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置(第20条及び第20条2)

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転(以下本条において「合併等」という。)をするときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につきA種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産(以下「割当株式等」という。)が割り当てられるようにする。

A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA種優先転換比率(第21条に定められる。)を乗じた額の割当株式等の割り当てを受ける。

(9) 普通株式への転換(第21条)

A種優先株主は、2014年3月31日から、次に定める条件で、A種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下本条において「転換」という。)を請求することができる。

A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

① 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種優先株主に交付するものとする。なお、A種優先株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、本定款において「A種優先転換比率」という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{A種優先転換比率}}$$

上記のA種優先株式の払込金額(当初金500,000円)は、A種優先株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済A種優先株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済A種優先株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

② 当初転換価額

A種優先株式の転換価額（以下「A種転換価額」という。）は、当初、1株につき500,000円とする。

③ A種転換価額の調整

(イ) A種転換価額は、A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種転換価額を調整する。

(i) 株式の分割又は無償割当により当会社の株式を発行する場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後A種転換価額} = \text{調整前A種転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当会社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式によりA種転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後A種転換価額} = \text{調整前A種転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前のA種転換価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。以下同じ。）、次の算式（以下「A種転換価額調整式」という。）によりA種転換価額を調整する。なお、調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式（新株予約権の行使の目的である株式、又は取得条項付株式もしくは取得請求権付株式を取得すると引換えに当該株主に対して交付する当会社の他の株式をいう。以下同じ。）は含まない。

$$\text{調整後A種転換価額} = \text{調整前A種転換価額} \times \frac{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前A種転換価額}}}{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \text{新発行株式数}}$$

(iv) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当会社の株式と引換えに当社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、A種転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当社株式の対価（当社の取締役会が決定した額とし、以下本条において「取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後のA種転換価額とする。調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記 (iii) においてA種転換価額を調整する必要がある場合は、取得対価が当該調整後のA種転換価額を下回る場合に限り本 (iv) に基づく調整を行う。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前のA種転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、A種転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株あたりの払込金額（行使価額））」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付

株式・取得請求権付株式を含む。)の数」と読み替えて計算される額を、調整後のA種転換価額とする。調整後のA種転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記(イ)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のA種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、A種転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(ロ)に定めるA種転換価額の調整については、A種優先株主の3分の2以上の議決権を有するA種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにA種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行によりA種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。

(iv) 当社の株式(当社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。)を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(ハ) A種転換価額の調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

(ニ) A種転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後A種転換価額と調整前A種転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、A種転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後A種転換価額の調整を必要とする事由が発生し、A種転換価額を算出する場合には、調整前A種転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

④ A種転換価額の調整を行わない場合

本項第③号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、A種転換価額の調整は行わない。

(イ) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式(当社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。)を発行もしくは処分するとき。

(ロ) A種優先株主の3分の2以上の議決権を有するA種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(ハ) 当社又は当社の子会社の取締役又は従業員に限り、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。

(10) 一斉取得(22条及び22条2)

当社が株式上場する旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社からA種優先株式を取得すべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会決議によりA種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。交付すべき普通株式の内容、数その他条件については、第21条の定めを準用する。但し、A種優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本条に基づく強制取得を受けたA種優先株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱が変更された場合は、種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱の変更に応じて変更することを当社に請求することができる。

4. 当社定款に規定しているB種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配(第23条)

当社は、残余財産を分配するときは、当該基準日に株主名簿に記載又は記録された最終のB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)に対し、A種優先株主又はA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株

式1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額に金1,000円を加算した額（但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「B種優先残余財産分配額」という。）を支払う。

(2) 議決権（第24条）

B種優先株主は、当会社の株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(3) 株式の併合・分割、新株引受権等（第25条及び第25条2）

当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごとに同時に同一の割合でこれを行う。

当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(4) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置（第26条）

当会社は、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転（以下本条において「合併等」という。）をするときは、普通株主又は普通登録質権者及びA種優先株主又はA種優先登録質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につきB種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の割当株式等が割り当てられるようにする。

(5) 普通株式への転換（第27条）

B種優先株主は、2018年5月17日から、次に定める条件で、B種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下本条において「転換」という。）を請求することができる。

B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

① 取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりB種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をB種優先株主に交付するものとする。なお、B種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款において「B種優先転換比率」という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{B種転換価額}}$$

上記のB種優先株式の払込金額（当初金6,800円）は、B種優先株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済B種優先株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済B種優先株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

② 当初転換価額

B種優先株式の転換価額（以下「B種転換価額」という。）は、当初、1株につき6,800円とする。

③ B種転換価額の調整

(イ) B種転換価額は、B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりB種転換価額を調整する。

(i) 株式の分割又は無償割当により当会社の株式を発行する場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後B種転換価額} = \text{調整前B種転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当会社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式によりB種転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後B種転換価額} = \text{調整前B種転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前のB種転換価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。以下同じ。）、次の算式（以下「B種転換価額調整式」という。）によりB種転換価額を調整する。なお、調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式（新株予約権の行使の目的である株式、又は取得条項付株式もしくは取得請求権付株式を取得するのと引換えに当該株主に対して交付する当会社の他の株式をいう。以下同じ。）は含まない。

$$\text{調整後B種転換価額} = \text{調整前B種転換価額} \times \frac{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前B種転換価額}}}{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \text{新発行株式数}}$$

(iv) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当会社の株式と引換えに当会社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、B種転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当会社株式の対価（当会社の取締役会が決定した額とし、以下本条において「取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後のB種転換価額とする。調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記(iii)においてB種転換価額を調整する必要がある場合は、取得対価が当該調整後のB種転換価額を下回る場合に限り本(iv)に基づく調整を行う。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前のB種転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、B種転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株あたりの払込金額（行使価額））」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）の数」と読み替えて計算される額を、調整後のB種転換価額とする。調整後のB種転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記(イ)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はB種優先株主及びB種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のB種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、B種転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(ロ)に定めるB種転換価額の調整については、B種優先株主の3分の2以上の議決権を有するB種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにB種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当会社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行によりB種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株

式全てが取得された場合を除く。

(iv) 当会社の株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(ハ) B種転換価額の調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

(ニ) B種転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後B種転換価額と調整前B種転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、B種転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後B種転換価額の調整を必要とする事由が発生し、B種転換価額を算出する場合には、調整前B種転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

④ B種転換価額の調整を行わない場合

本項第③号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、B種転換価額の調整は行わない。

(イ) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）を発行もしくは処分するとき。

(ロ) B種優先株主の3分の2以上の議決権を有するB種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(ハ) 当会社又は当会社の子会社の取締役又は従業員に限り、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。

(6) 一斉取得（28条及び28条2）

当会社が株式上場する旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社からB種優先株式を取得すべき旨の要請を受けた場合には、当会社は取締役会決議によりB種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。交付すべき普通株式の内容、数その他条件については、第27条の定めを準用する。但し、B種優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当会社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本条に基づく強制取得を受けたB種優先株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱が変更された場合は、種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱の変更に応じて変更することを当会社に請求することができる。

5. 当社定款に規定しているC種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) C種優先配当金（第29条、第29条2及び第29条3）

当会社は、事業年度に属する任意の日を基準日とする剰余金配当を行うときは、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された最終のC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者、A種優先株式又はA種優先登録質権者、B種優先株式又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式の1株当たりの払込金額の5%相当額（但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てる。）の配当金に対し、当該基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の払込期日）（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき年365日の日割計算により算出される額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の配当（以下「C種優先配当金」という。）に満つるまでの額の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするC種優先配当をしたときは、かかるC種優先配当の累積額を控除した額とする。また、当該基準日から当該配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る配当を行うことを要しない。

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して支払うC種優先株式1株あたりの配当金の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「C種優先累積未払配当金」という。）については、翌事業年度以降、C種優先配当金、並びに、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に対する配当金に先立って、これをC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して支払う。

当会社がC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先配当金を配当した後、普通株主又は普通登録質権者に対して配当を行うときは、同時に、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先株式1株あたり、普通株式1株あたりの配当金に、その時点におけるC種優先転換比率（第37条に定められる。）を乗じた額の利益配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配 (第30条及び第30条2)

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種累積未払配当金相当額及びC種優先株式1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額に金1,000円を加算した額 (但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。) (以下「C種優先残余財産分配額」という。)を支払う。

C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額がいずれも支払われた後に、なお残余財産がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録質権者には、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、C種優先転換比率 (第37条に定められる。)を乗じた額の残余財産を分配する。

(3) 議決権 (第31条)

C種優先株主は、当会社の株主総会においてC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 取得請求権 (第32条、第32条2及び第32条3)

C種優先株主は、2021年5月1日以降いつでも当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その保有するC種優先株式の全部又は一部を当会社が取得することを請求することができる。

前項に基づくC種優先株式の1株あたりの取得価額は、C種優先株式1株当たりの払込金額 (但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。)にC種優先株式1株当たりのC種累積未払配当金を加えた金額とする。なお、取得価額の総額は取得請求の日の分配可能額を上限とする。

取得請求の日における分配可能額を超えて取得請求がなされた場合、当社が各C種優先株主から取得すべきC種優先株式の数は、各C種優先株主が取得請求したC種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。

(5) 償還請求権 (第33条、第33条2及び第33条3)

C種優先株主は、当社が、(i)吸収分割又は新設分割により当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、又は(ii)当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得することを請求 (以下「C種優先株主償還請求」という。)することができる。

その場合のC種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。

① 分割等対価額が、C種優先株主償還請求時点の優先残余財産分配総額以下である場合C種優先残余財産分配額とする。

② 分割等対価額が、C種優先株主償還請求時点の優先残余財産分配総額を上回る場合

C種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額にC種優先転換比率を乗じた額 (但し、1円未満の端数は切り上げる)を加えた金額とする。

分割等対価額 - 優先残余財産分配総額

発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。) + 発行済A種優先株式の総数×A種優先転換比率 + 発行済B種優先株式の総数×B種優先転換比率 + 発行済C種優先株式の総数×C種優先転換比率 (第37条に定められる。)

C種優先株主償還請求の日における分配可能額を超えてC種優先株主償還請求がなされた場合、当社が各C種優先株主から取得すべきC種優先株式の数は、各C種優先株主がC種優先株主償還請求したC種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。

(6) 種類株主総会決議 (第34条)

当社が、次に定める事項を法令又は本定款で定める決定機関で決議するときは、当該決議のほか、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

- ・定款変更
- ・当会社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与
- ・剰余金の配当 (但し、本定款に定められるA種優先株主による取得請求権 (償還請求権を含む) が行使された場合のA種優先配当金及びA種優先累積未払配当金の支払いを除く。)
- ・自己株式の取得 (但し、本定款に定められるA種優先株主による取得請求権 (償還請求権を含む) の行使に基づく当社によるA種優先株式全部又は一部の取得を除く。)

(7) 株式の併合・分割、新株引受権等 (第35条及び第35条2)

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごと

に同時に同一割合でこれを行う。

当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(8) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置（第36条及び第36条2）

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転（以下本条において「合併等」という。）をするときは、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先株式1株につきC種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の割当株式等が割り当てられるようにする。

C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録質権者は、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるC種優先転換比率（第37条に定められる。）を乗じた額の割当株式等の割当てを受ける。

(9) 普通株式への転換（第37条）

C種優先株主は、2018年5月17日から、次に定める条件で、C種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下本条において「転換」という。）を請求することができる。

C種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

① 取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりC種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をC種優先株主に交付するものとする。なお、C種優先株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、本定款において「C種優先転換比率」という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{C種転換価額}}$$

上記のC種優先株式の払込金額（当初金7,500円）は、C種優先株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済C種優先株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済C種優先株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

② 当初転換価額

C種優先株式の転換価額（以下「C種転換価額」という。）は、当初、1株につき7,500円とする。

③ C種転換価額の調整

(イ) C種転換価額は、C種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりC種転換価額を調整する。

(i) 株式の分割又は無償割当により当社の株式を発行する場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後C種転換価額} = \text{調整前C種転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により

C種転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後C種転換価額} = \text{調整前C種転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前のC種転換価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。以下同じ。）、次の算式（以下「C種転換価額調整式」という。）によりC種転換価額を調整する。なお、調整後のC種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式（新株予約権の行使の目的である株式、又は取得条項付株式もしくは取得請求権付株式を取得するのと引換えに当該株主に対して交付する当会社の他の株式をいう。以下同じ。）は含まない。

$$\text{調整後C種転換価額} = \text{調整前C種転換価額} \times \frac{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前C種転換価額}}}{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \text{新発行株式数}}$$

(iv) 調整前のC種転換価額を下回る価額をもって当会社の株式と引換えに当会社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、C種転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当会社株式の対価（当会社の取締役会が決定した額とし、以下本条において「取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後のC種転換価額とする。調整後のC種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記(iii)においてC種転換価額を調整する必要がある場合は、取得対価が当該調整後のC種転換価額を下回る場合に限り本(iv)に基づく調整を行う。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前のC種転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、C種転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株あたりの払込金額（行使価額））」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）の数」と読み替えて計算される額を、調整後のC種転換価額とする。調整後のC種転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記(イ)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はC種優先株主及びC種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のC種転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、C種転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(ロ)に定めるC種転換価額の調整については、C種優先株主の3分の2以上の議決権を有するC種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにC種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってC種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当会社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行によりC種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。

(iv) 当会社の株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(ハ) C種転換価額の調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

(ニ) C種転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後C種転換価額と調整前C種転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、C種転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後C種転換価額の調整を必要とする事由が発生し、C種転換価額を算出する場合には、調整前C種転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

④ C種転換価額の調整を行わない場合

本項第③号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、C種転換価額の調整は行わない。

(イ) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式（当会社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）を発行もしくは処分するとき。

(ロ) C種優先株主の3分の2以上の議決権を有するC種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(ハ) 当会社又は当会社の子会社の取締役又は従業員に限り、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。

(10) 一斉取得（38条及び38条2）

当会社が株式上場する旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社からC種優先株式を取得すべき旨の要請を受けた場合には、当会社は取締役会決議によりC種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。交付すべき普通株式の内容、数その他条件については、第37条の定めを準用する。但し、C種優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当会社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本条に基づく強制取得を受けたC種優先株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱が変更された場合は、種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱の変更に応じて変更することを当会社に請求することができる。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名 当社従業員 60名
新株予約権の数(個)	7,350 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,350 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	7,000 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年9月28日～2029年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権要領の発行時(2019年9月27日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は当社普通株式1株、提出日の前月末現在は当社普通株式10株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとなります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

【第7回新株予約権の行使条件】

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2021年6月期から2029年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金18億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
4. 会社が新株予約権を取得することが出来る事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月30日	—	普通株式 345,000 A種優先株式 100,000 B種優先株式 22,801 C種優先株式 33,334	—	100,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 345,000 A種優先株式 100,000 B種優先株式 22,801 C種優先株式 33,334	普通株式 345,000 A種優先株式 100,000 B種優先株式 22,801 C種優先株式 33,334	「1 (1) ② 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	501,135	—	—
総株主の議決権	—	501,135	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	内田 裕子	昭和43年10月29日	1991年4月	大和証券株式会社 入社	(注) 2	—	2019年9月27日
			2000年1月	有限会社ハーベイロ ード・ジャパン 取 締役 (現任)			
			2016年5月	金沢機工株式会社 社外取締役 (現任)			
			2017年9月	工藤建設株式会社 社外取締役 (現任)			
			2019年9月	当社 取締役就任 (現任)			

(注) 1. 取締役 内田裕子は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、就任の時から2020年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2019年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	789,141
売掛金	87,498
その他	28,297
流動資産合計	904,937
固定資産	
有形固定資産	33,473
無形固定資産	
ソフトウェア	12,809
ソフトウェア仮勘定	99,658
無形固定資産合計	112,468
投資その他の資産	
繰延税金資産	82,819
その他	38,480
投資その他の資産合計	121,300
固定資産合計	267,242
資産合計	1,172,179

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	35,684
未払金	94,247
未払法人税等	7,065
前受収益	473,104
賞与引当金	21,226
その他	36,246
流動負債合計	667,575
固定負債	
長期前受収益	13,200
固定負債合計	13,200
負債合計	680,775
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	391,404
株主資本合計	491,404
純資産合計	491,404
負債純資産合計	1,172,179

(2) 【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
売上高	365,580
売上原価	75,859
売上総利益	289,721
販売費及び一般管理費	177,156
営業利益	112,564
営業外収益	
受取利息	16
雑収入	164
営業外収益合計	181
営業外費用	
支払利息	80
為替差損	154
雑損失	535
営業外費用合計	770
経常利益	111,975
税引前四半期純利益	111,975
法人税等	7,047
四半期純利益	104,927

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2019年9月27日開催の第18期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」の全額を取崩し、打ち切り支給額の未払分を流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
減価償却費	9,633千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

当社は、ライセンス販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益	19.05円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	104,927
普通株主に帰属しない金額(千円)	9,452
普通株式に係る四半期純利益(千円)	95,475
普通株式の期中平均株式数(株)	5,011,350
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第7回新株予約権 新株予約権の数 7,350個 (普通株式 73,500株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2019年12月20日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却

当社は、2019年11月15日開催の取締役会決議において、株式上場する旨を決議したため、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式を2019年12月2日付で取得し、引換えにA種優先株式100,000株につき普通株式100,000株、B種優先株式22,801株につき普通株式22,801株、C種類株式33,334株につき普通株式33,334株を交付しております。その後、2019年12月2日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数	
A種優先株式	100,000株
B種優先株式	22,801株
C種優先株式	33,334株
(2) 交換により交付した普通株式数	156,135株
(3) 交付後の発行済普通株式数	501,135株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2019年11月15日開催の取締役会に基づき、2019年12月20日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2019年12月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月20日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年12月19日を基準日として、前日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	501,135株
今回の分割により増加した株式数	4,510,215株
株式分割後の発行済株式総数	5,011,350株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2019年12月20日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株あたり情報」は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年6月4日

株式会社 アイキューブドシステムズ

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

澁田博之



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

飛田貴史



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2019年7月1日から2020年6月30日までの第19期事業年度の第1四半期会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズの2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上